

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省30-25)

施策名	5-4. 動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減（平成16年度比）、犬及び猫の殺処分率の減少					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の状況（百万円）	当初予算（a）	212	250	283	348
	補正予算（b）	0	-	-		
	繰越し等（c）	0	▲6	▲39		
	合計（a+b+c）	212	243	244		
執行額（百万円）	263	239	232			
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	-					

測定指標	平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭（平成16年度比75%減）に引き下げる	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年度	-
		418千頭	151千頭	136千頭	114千頭	101千頭	集計中	100千頭	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	犬及び猫の殺処分率の減少	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成
16年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年度	○	
94%		67%	60%	49%	43%	集計中	減少傾向維持		
年度ごとの目標		減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり  （判断根拠） 29年度の自治体における犬及び猫の引取り数は101千頭で、28年度より13千頭減少しており、35年度目標値の100千頭に向けて減少傾向を維持した。また、殺処分率についても、減少傾向を維持した。
	施策の分析	平成25年に施行された改正動愛法に基づき策定された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」で規定された平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭（平成16年度比75%減）に引き下げる目標達成に向け、相当程度進展が確認されているため、引き続き、施策を継続することが重要である。
	次期目標等への反映の方向性	不必要な殺処分の削減を目指すためには、従前からの普及啓発等のほか、飼い主の適正飼養を促進や、自治体による業務の執行上必要な支援施策を実施するなど、更なる取組を継続的に推進することが必要である。その上で、これまでの施策の結果と平成30年にとりまとめられた「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）」を踏まえ、見直しが予定されている「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」に基づき、次期目標を検討していく。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局 動物愛護管理室	作成責任者名 （※記入は任意）	長田 啓	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	------------------	--------------------	------	----------	--------